

鳥取市産地主体型就農支援モデル確立事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市産地主体型就農支援モデル確立事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新規就農希望者に対する技術習得研修、継承すべき優良農地の維持管理、研修や営農開始に必要な機械・施設整備等を先行して進める産地を支援することにより、産地の維持・発展に必要な新規就農者の確保、定着を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、別表の第2欄に掲げる者とする。

(補助対象事業等)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表の第1欄に掲げる事業とする。

- 2 補助対象事業を実施する生産組織（以下「事業実施主体」という。）は、産地主体型就農支援モデル確立事業実施要領（令和3年3月30日付第202000326212号鳥取県農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）様式第1号により補助対象事業の実施計画書を作成し、市長に提出するものとする。
- 3 事業実施主体は、実施要領第4の2に規定する将来ビジョンを作成し、事業開始年度末又は事業開始年度実績報告までのいずれか早い方までに市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第5条 本補助金は、別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ）を除く。）に同表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額と同表の第5欄に掲げる補助上限額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。

- 2 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

- 3 補助対象経費が、工事請負費及び委託費の場合は、県内事業者が施工及び実施したものに限り補助対象とする。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難とあらかじめ市が認めた場合については、この限りではない。
- 4 補助事業の実施に当たっては、別表の第7欄に定める要件を満たさなければならない。

(交付申請)

第6条 規則第4条に規定する申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

- 2 本補助金の交付を受けようとする者は、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。
- 3 市長は、前項の規定による交付申請を受けたときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、別表の第6欄に掲げるもの以外の変更とする。

(実績報告)

第9条 本補助金の実績報告は、補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

- 2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号及び実施要領様式第1号によるものとする。
- 3 補助対象事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助対象事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、

その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（事業実施状況の報告）

第10条 事業実施主体は、本補助金を活用した機械施設等を整備後5年間、共同作業場を貸与後3年間は、毎年3月末日までに、当該施設等の利用状況について市長へ報告するものとする。

（財産の処分制限）

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- （1）取得価格又は効用の増加価格が100千円以上の機械及び施設
- （2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（事業の中止）

第12条 事業実施主体は、本補助金で整備した機械施設等又は改修等をした遊休施設の処分制限期間中、事業の継続が困難となったときは事業中止届（実施要領様式第2号）を市長に提出するものとする。

（補助金の返還等）

第13条 補助対象事業者が、次の各号に該当する場合は、規則第13条第1項の規定により本補助金の交付の決定を取り消し、本補助金の返還を命ずるものとする。ただし、災害や疾病等、補助対象事業者の責めに帰さないやむを得ない事情により事業の継続が困難になったと認められる場合はこの限りでない。

- （1）事業開始年度末又は事業開始年度実績報告までのいずれか早い方までに将来ビジョンが提出されなかった場合は、補助金を全額返還しなければならない。また、将来ビジョンに沿った取組が適切に実施されていると認められなかった場合、市長は補助対象事業者に対し、補助金の返還を求めることができる。
- （2）実施要領第4の4（3）又は（4）の事業について、事業実施主体から事業中止届の提出を受けたときは、補助対象事業者は、当該施設等の事業中止日時点における残存簿価（補助金相当額を含んだ額）のうち補助金相当額を返還しなければならない。

(収益納付)

第14条 補助対象事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助対象事業者は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

第15条 補助対象事業者は、本補助金により取得した財産について処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳（産地主体型就農支援モデル確立事業費補助金交付要綱（令和3年3月30日付第202000326212号鳥取県農林水産部長通知。）様式第4号）及びその他関係書類を整備し、保管しなければならない。

(災害の報告)

第16条 補助対象事業者は、本補助金で整備した機械施設等又は改修等をした遊休施設の耐用年数内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、実施要領様式第2号により市長に報告しなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月13日から施行する。

別表(第4条、第5条、第8条関係)

1 補助事業		2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額	6 重要な変更	7 その他
細事業	内容						
1 産地 受入協議 会事業	(1)産地受入モデル ル地区設置事業	農業協同組合等	受入体制を早期に整備するモデル地区に設定し、新規就農者の確保育成に必要な活動を行うために要する経費【対象となる経費】 継承者募集を目的とした産地PR、就農相談会への参加、産地継承を行う先進地視察、PR素材作成、就農体験ツアーの開催(移住関連事業が活用できない場合に限る)、退職就農者を対象とした技術研修等	10/10	200千円/地区	本補助金の増額	ビニールハウスの農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した場合、園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等への加入に努めるものとする。
	(2)産地受入条件 整備事業		ア 研修受入農家が研修生に対して実施する、技術・経営等の研修実施経費(40千円/月/研修生) イ 新規就農希望者の実践研修及び就農に必要な機械施設等をJA等が整備する経費 ウ 新規就農者等の共同作業場として活用することを目的としたJA等所有の遊休施設の改修、簡易な施設の設定等に要する経費	1/2	480千円/研修生 (40千円/月/研修生×12か月) 6,500千円/地区 1,500千円/地区		
2 新規 就農者等 受入準備 支援事業	(1)優良果樹園の 維持管理	農業協同組合等	新規就農者等が賃借するまでの間、生産者グループ等が行う優良園を維持管理する経費	10/10	実施面積につき、 梨400千円/10a、 柿・ぶどう200千円/10a	500千円/100a/ 地区	
	(2)優良農地の受 入条件準備		新規就農者等が賃借するまでの間、生産者グループ等が行う、立地条件の良い優良農地等の維持管理、ほ場条件の改善等に要する経費 【対象となる管理作業】 耕うん、除草、排水対策、防風樹、畑かん施設の立上げ、地力増進作物や有機物、障害物除去等				